市・県民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告書は自分で作成し、郵送などで申告しましょう

①市・県民税の申告 2月9日(月)～3月16日(月)

申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告する方は時間に余裕を持ってお越しください。

◎市HP（「申告」で検索）でも市・県民税申告のご案内をしています。

◆市・県民税の申告が必要な方

左の「市・県民税の申告が必要な方チェック表」で確認してください。チェック表で「申告の義務はありません」となった方でも▼国民健康保険税の軽減▼国民年金保険料の免除申請▼各種福祉手当の受給判定▼所得証明書（課税・非課税証明書）の交付が必要な方は申告してください。

◎確定申告が必要な方は市・県民税の申告は不要です。

◆市・県民税申告書の入手

市・県民税申告書は、平成26年度の同申告書を提出した方に1月下旬ごろ郵送します。

平成26年中に所沢市に転入した方や退職した方には同申告書を郵送していません。申告が必要な方は、1月20日(火)から市役所2階市民税課、まちづくりセンターなどで配布の申告書を使用してください。

◆郵送による市・県民税の申告

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や平成26年中に収入がなかった方は郵送での申告をお願いします。

◆市・県民税申告の受け付け

7頁の「平成27年度市・県民税申告相談日程表」をご覧の上、会場へ直接お越しください。なお申告期間中と休日開庁日（毎月第2・4土曜日）は、市役所2階市民税課での申告相談はできません。

送付先・問〒359-8501市民税課☎2998-9064

②所得税の確定申告 2月16日(月)～3月16日(月)

◆申告書の作成は国税庁HPから

国税庁HP（http://www.nta.go.jp/）の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成したデータは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）または郵送で早めに提出してください。

▼確定申告の手引きや申告書などは、国税庁HPで入手できます。

▼郵送で申告し、確定申告書などの「控」に税務署の受け付け印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒（住所・氏名を記載し、切手を貼付）を同封してください。

▼所得税の還付申告は2月16日(月)以前でも受け付けています。

申告相談会場 所沢税務署

相談時間 午前9時～午後5時

◎受け付けは午前8時30分から開始します。申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時ごろまでにお越しください。また混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

◆復興特別所得税の記載漏れにご注意を！

平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告、納付が必要です。記載漏れに注意してください。

復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額（原則、その年分の所得税額）に2.1％の税率を掛けて計算した金額です。また、平成25年1月1日から49年12月31日までの所得から源泉所得税が徴収される場合は、復興特別所得税も併せて徴収されます。

◆年金受給者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。

【留意事項】

▼確定申告が不要でも、市・県民税で各種控除（扶養控除、医療費控除など）を希望する方は、市・県民税の申告が必要です。

▼所得税の還付を受ける、または確定申告が要件の控除（純損失や雑損失の繰越控除など）を受けるには、確定申告が必要です。

◆確定申告が必要な方

▼営業、農業、不動産などの所得合計額が所得控除額を超える方

▼給与所得者で、年収2,000万円を超える方

▼2カ所以上から給与の支払いを受け、年末調整をしていない給与収入が20万円以上ある方

▼給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

▼土地、建物、株式などを譲渡した方

◆確定申告で税金が還付される方

▼給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除などを受けることができる方

▼平成26年の途中に就職・退職し、所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方

◆平日に都合がつかない方

所沢税務署では、2月22日(日)、3月1日(日)に限り、確定申告、相談を受け付けます。混雑が予想されますので、車での来署はご遠慮ください。

◆納税は口座振替で

①所得税・復興特別所得税②消費税・地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の口座から自動的に納税する口座振替をご利用ください。

納期限 ①3月16日(月)②3月31日(火)

振替日 ①4月20日(月)②4月23日(木)

申 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書に金融機関の届け印を押印の上、納期限までに税務署または金融機関へ郵送

◎「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は、税務署（1月5日(月)～）や市役所2階市民税課（1月20日(火)～）、国税庁HPで入手できます。

送付先・問〒359-8601並木1-7所沢税務署（申告案内窓口）☎2993-9111（自動音声案内で「0」を選択）

市・県民税の申告が必要な方チェック表

スタート

- 平成27年1月1日の時点で所沢市に住んでいましたか？
  - いいえ → 平成27年1月1日時点で所沢市に自営の事業所や自己または家族のための家屋（賃貸マンションやアパート含む）がありますか？
    - いいえ → 平成27年1月1日に居住していた市区町村へお問い合わせください。
    - はい → **市・県民税の申告が必要です**　居住地での市・県民税のほか、所沢市でも均等割が課税されます。申告書の書き方が異なります。市民税課にお問い合わせください。
  - はい ↓
- 平成26年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？
  - いいえ → **申告の義務はありません**　国民健康保険税の軽減や福祉手当の給付判定のため、収入がない旨の申告が必要となる場合があります。市から申告書が届いた方は、申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目に記入し、表面に署名捺印の上、郵送してください。
  - はい ↓
- その収入は遺族年金、障害年金、失業給付のみですか？
  - はい → 申告の義務はありません
  - いいえ ↓
- 医療費控除などによる所得税の還付のために、確定申告をしますか？
  - いいえ → 収入の種類は…　Ⓐ給与のみである　Ⓑ公的年金等がある　Ⓒ左記以外
  - はい → **市・県民税の申告は不要です**　所得税の確定申告をすることで、市・県民税の申告も済ませたこととなります。
- Ⓐ 年末調整は済んでいますか？
  - いいえ → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
    - はい → 市・県民税の申告は不要です
    - いいえ → 勤務先から所沢市に給与支払報告書が提出されていますか？　◎不明な場合は勤務先へご確認ください。
      - いいえ → 市・県民税の申告が必要です
      - はい → 生命保険料控除などの各種控除の申告を、市・県民税上でしますか？
        - はい → 市・県民税の申告は不要です
        - いいえ → 市・県民税の申告が必要です
  - はい → 勤務先から所沢市に給与支払報告書が提出されていますか？
- Ⓑ 公的年金等の収入が400万円を超えますか？
  - いいえ → 公的年金等以外に申告する所得はありますか？
    - いいえ → 勤務先から所沢市に給与支払報告書が提出されていますか？
    - はい → 公的年金等以外の申告する所得は20万円以下ですか？
      - はい → 市・県民税の申告が必要です
      - いいえ → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
        - はい → 市・県民税の申告が必要です
        - いいえ → 市・県民税の申告は不要です
  - はい → 公的年金等以外の申告する所得はありますか？
- Ⓒ → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
  - はい → 市・県民税の申告が必要です
  - いいえ → 市・県民税の申告は不要です

市・県民税の申告が必要です

<申告に必要なもの>

①市・県民税申告書（申告会場などにも用意していますが、市から郵送された申告書がある方は必ずお持ちください）
②印鑑（認め印など）
③給与収入・公的年金等収入がある方は、平成26年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など
④平成26年中に支払った社会保険料（国民健康保険・国民年金など）の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類（身体障害者手帳など）
⑤営業等所得・不動産所得などがある方は、収入や経費がわかる帳簿など
◎市・県民税では「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも、申告が必要です。
◎国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には控除証明書の添付または提示が必要です。

市・県民税の申告は不要です

所得税の確定申告をすることで、市・県民税の申告も済ませたこととなります。

次の①、②のいずれかに該当しますか？
①昭和25年1月1日以前の生まれで、
・扶養親族がなく、収入額が155万円以下である
・扶養親族があり、収入額が211万円以下である
②昭和25年1月2日以降の生まれで、
・扶養親族がなく、収入額が105万円以下である
・扶養親族があり、収入額が171万円以下である
◎扶養親族の数が、公的年金等の源泉徴収票に記載されている必要があります。

税理士による 無料税務相談

税務相談および申告書の作成を無料で行います。

日 2月2日(月)～13日(金)（7日(土)、8日(日)、11日(祝)を除く）

場 市内各税理士事務所

対 平成26年中の収入が600万円以下で次のいずれかに該当する方
▶年金受給者の方▶給与所得者で医療費控除を受けたい方▶年の途中で退職、または就職して年末調整をしていない方

◎事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得などがある方は、別途相談料金が掛かります。

申問 関東信越税理士会所沢支部☎2993-0822（午前10時～正午、午後2時～4時）へ電話